

～原子力被災 12 市町村での事業再開・創業支援について～

東日本大震災時に、原子力被災 12 市町村内で事業を行っていた中小事業者や、12 市町村内で創業または事業展開する事業者、店舗や事務所の整備等に要する経費の一部を補助する補助金の公募を開始します。

被災事業者向け

【福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金】

- 公募期間 3月下旬～8月15日※1
- 公募締切 1回目：4月20日（水）
2回目：8月15日（月）※1
- 補助上限額 3,200万円※2

創業または事業展開する事業者向け

【福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金】

- 公募期間 4月上旬～10月15日※1
- 公募締切 1回目 5月15日（日）
2回目 10月15日（土）※1
- 補助上限額 2,250万円※2

※1：掲載日現在での予定です。公募期間は決まり次第、県ホームページでお知らせします。

※2：事業を実施する場所、条件によって補助上限額が異なります。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

問・申 福島県経営金融課 ☎024-572-7019

ホームページは
こちら▶

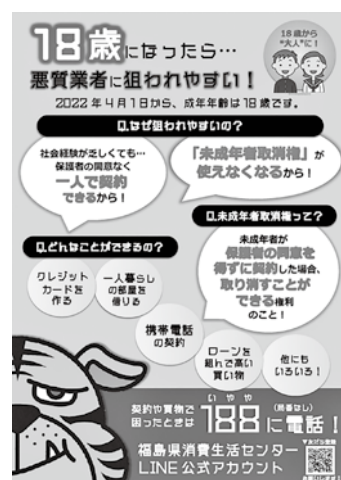


～福島県消費生活センターからのお知らせ～

県消費生活センターでは、民法の成年年齢引き下げを踏まえ、若年者の消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE 公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。ぜひ友だち登録をお願いします！

友だち登録方法

QR コードをスマートフォンで読み取るか、LINE の ID 検索欄で「@930esdof」を検索！



第3回 田村市ブランド認証産品募集

田村市で生産される地域産品について、田村市のブランド産品として重点的に支援することで、市全体のイメージアップ、流通拡大および観光資源化による地域産業の活性化につなげるため、地域産品の提供にご協力いただける産品生産・加工事業者を募集します。



募集期限

4月28日（木）
受付は平日の午前8時30分～午後5時15分

申込方法

- 次の書類を農林課へ提出してください。
- ・田村市ブランド産品認証申請書
 - ・会社の概要等がわかる書類
 - ・食品衛生法等による営業許可等の写し
 - ・市税の完納を証する書類（納税証明書）
 - ・使用している全ての原材料及び加工工程がわかる書類
 - ・市内において事業を営んでいることを証する書類

認証審査

書類を確認したのち、田村市ブランド産品認証委員会で認証の可否を審査します。産品が認証された場合、市は事業者によるブランド産品認証シールの貼付を許可します。（シールは市から配付されます）

産品・店舗事業者のメリット

- ・市ホームページでブランド産品・取扱店舗の名称などを掲載します。
- ・市が作成するパンフレットにブランド産品・取扱店舗の名称などを掲載します。
- ・ブランド産品は認証シールを貼付することで、他の産品と差別化・高付加価値化できます。
- ・ブランド産品は福島県主催イベントや各メディアへ優先して推挙します。

問・申 産産部 農林課 ☎81-2511

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免 医療費の窓口負担の免除について

原発事故による旧警戒区域、旧緊急時避難準備区域の方は、引き続き国民健康保険税および後期高齢者医療保険料が減免され、医療費の窓口負担が免除されます（上位所得世帯を除く）。

3月以降も引き続き医療費の窓口負担の免除に該当する方には、2月下旬に新しい免除証明書を送付しましたので、医療機関を受診する場合は、必ず保険証と一緒に窓口へ提示してください。

問市民部 市民課 ☎82-1112

消防署からのお知らせ

住宅火災を予防しよう！

3月1日から7日は、春の火災予防運動期間です。

<住宅防火 いのちを守る 10のポイント> ～4つの習慣～

- ◆ 寝たばこは絶対にしない、させない
- ◆ ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- ◆ こんろを使うときは、火のそばを離れない
- ◆ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

～6つの対策～

- ◆ 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ◆ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ◆ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する
- ◆ 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ◆ お年寄りや体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ◆ 防火防災訓練へ参加し、地域ぐるみの防火対策を行う

地震への備えを万全に！

家具の転倒防止と、火災対策を行いましょう。

- ◆ 通電火災を防ぐために、感震ブレーカーを設置しましょう。
- ◆ 暖房器具の周りは整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ◆ 消火器を設置し、使い方を確認しましょう。
- ◆ 住宅用火災警報器を正しく設置し、定期的に点検しましょう。



問郡山消防本部予防課 ☎024-923-8172

粗大ごみの出し方について

粗大ごみとは『指定ごみ袋に入らない大きなごみ』のことです。収集ができないため、直接各センターへ搬入してください。

- 手数料 10 kg 100 円
- 搬入場所 ・西部地区（船引町・常葉町・都路町）⇒ 船引清掃センター
・東部地区（滝根町・大越町）⇒ 田村東部環境センター

ただし、次のような処理できないごみは、直接搬入や収集に出すことはできません。判断に迷った場合は生活環境課へお問い合わせください。

【処理できないごみの一例】

- ・スプリング入りマットレス
- ・農業用機械（草刈機、チェーンソー、原動機付機械等）
- ・自動車部品類（ヘッドレスト、ライト、マフラー、カーナビ等）
- ・産業廃棄物（浴槽、浄化槽、ガスボンベ、レンガ、コンクリート等）
- ・パソコン（デスクトップも含む） ・ピアノ ・金庫

市で処理できないものは、販売店や廃棄物処理業者へご依頼ください。粗大ごみを適切に処分して、気分を新たに4月を迎えましょう！



問市民部 生活環境課 ☎81-2272